

自賠責審議会答申（12.6.28）指摘事項の実施状況

1．保険金支払の適正化のための制度創設

- (1) 保険金の支払に係る紛争の公正かつ適確な解決による被害者の保護を図ることを目的に、保険金の支払に関する紛争処理機関を指定する。（法律改正）
- (2) 主務大臣は、紛争処理機関の業務の公正かつ適確な実施を確保する観点から、紛争処理機関の役員等の選任、業務規程の認可等、紛争処理機関に対して適切に監督を行うこととする。（法律改正）
- (3) 保険金支払基準を設定し、保険会社は当該基準に従って支払を行う。また保険会社は、保険金支払について被害者等への情報提供を強化する。（法律改正）

2．自動車保険料率算定会等の事務改善

- (1) 自動車保険料率算定会に、死亡・後遺障害事案で特に慎重かつ客観的な判断を必要とする「特定事案」について審査を行っている「審査会」及び第三者のみで構成する「再審査会」が設置されているが、この審査対象事案の拡大、異議申立てルート of 拡大等改善策を実施。（平成 12 年 12 月より順次実施）
- (2) 自動車保険料率算定会において高次脳機能障害審査会を設置。（平成 13 年 1 月実施）
- (3) （財）交通事故紛争処理センターについては、現在、（損害保険会社の運用益を活用することで）全国 8 都市において交通事故に係る無料法律相談等を実施しているが、来年度、名古屋支部を拡充するとともに、大宮・金沢支所を新設。（13 年度実施予定）

3．政府再保険制度の廃止

- (1) 自賠責保険では、保険会社は保険料のうち 6 割を政府再保険に付しているが、この政府再保険を廃止する。（法律改正）
- (2) 現在、保険金支払いに関して行っている全件チェックを廃止するものの、死亡及び重度後遺障害等の重要事案については、引き続き保険会社から届け出を受けることとする。（法律改正）

4．累積運用益の見直し

- (1) 自賠償特会の累積運用益（約 2 兆円）について、2 分の 1 強をユーザーに還元、2 分の 1 弱を被害者救済対策事業の実施に充てる。（法律改正）
- (2) 自動車事故対策センターの療護施設の増床等を実施するとともに、民間医療機関の医師に対する自賠償保険に関する研修を実施予定。（平成 13 年度実施予定）

5．その他

追加保険料制度を廃止する。（法律改正）